

**宮崎県北部広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び  
財産の管理、取得又は処分に関する条例**

(昭和41年3月9日制定)

(改正 昭和60年4月1日)

(改正 平成7年2月21日条例第1号)

(趣 旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づく議会の議決に付すべき契約及び財産の管理、取得又は処分について必要な事項を定めるものとする。

(準 用)

第2条 宮崎県北部広域行政事務組合議会の議決に付すべき次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める条例を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

- (1) 法第96条第1項第5号に規定する事項 延岡市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年延岡市条例第6号）
- (2) 法第96条第1項第6号に規定する事項 延岡市財産条例（昭和55年延岡市条例第7号）第3条から第8条までの規定
- (3) 法第96条第1項第8号に規定する事項 延岡市財産条例第2条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年2月21日条例第1号）

この条件は、公布の日から施行する。